相模原市が、2012 年施行を表明

-公契約条例の全国の動き-

公益社団法人 神奈川県地方自治研究センター 事務局長 勝島 行正

野田市(2009年)、川崎市(2010年)に続く公契約条例制定の動きがいくつかの自治体で進められているが、中でも最も注目されるのが、相模原市と東京都多摩市である。相模原市は、この間、条例制定に向けて意欲を示していた加山俊夫市長が、先の市長選挙で再選されたことから、「2011年度内の条例制定、2012年度4月施行」に向けて動きが加速することが期待されている。また、東京都多摩市の阿部裕行市長は、6月11日に開催されたシンポジウムで「公契約条例の成立に向けて頑張る」と明言し、相模原市と同様に2012年度施行への期待が大きく高まった。以下、公契約条例制定に向けた自治体の動きについて報告する。

(1)相模原市一報告書で条例制定と 施行時期を明示

加山俊夫市長は、2010年11月の市会の 代表質問に答えて、「公契約条例については、 行政内部に横断的なチームを設置して検討 を重ねている。年度内に意見をとりまとめ、 できるだけ早期に導入したい」と答弁した。 その後、3月22日に「公契約条例」につい て調査・研究してきた「暮らし満足向上の ための条例検討プロジェクトチーム公契約 条例検討部会(以下「検討部会」)」が、「公 契約条例~『暮らし先進都市』の実現に向 けて~調査・研究報告書(以下「報告書」)」 を発表した。

「検討部会」は、財務部契約課副主幹を座長に、関係する各課からあわせて 12 名のメンバーによって構成され、野田市の視察や関係業界等から意見聴取など調査と研究を計9回にわたって行ってきた。

報告書の要点は、次のとおりである。

○公契約条例とは、「市の公共工事などに従事する労働者の賃金の下限額を定め、その支払を入札や落札の条件とするものである。また、契約後に、必要がある場合は、事業所への立ち入り、書類の検査、関係者からの聞き取りなどを行うことや違反が認められた場合は、是正措置、契約解除、事実の公表、指名停止措置等を行うなどを規定する」としている。

○条例制定の意義については「市が自ら進んで公契約条例を制定することは、市の公 共工事などに従事する労働者の労働意欲と 業務の質を向上させ、もって豊かな市民生 活を実現させるための政策として意義があ る」としている。

○制定時期としては、「平成 23 年度中に条例案を作成し、パブリックコメントなど所定の手続を実施し、平成 24 年 4 月からの

施行に向けて取り組むことが必要」とまとめている。

(2)条例制定の時期等が示された自治体

①多摩市

2010年4月に当選した阿部裕行市長は、選挙マニフェストで「公共サービス基本条例と公契約条例の制定」をかかげていた。その後、2010年10月に庁内に条例制定に向けた「調査検討委員会」が設置され、検討を行ってきた。これまで「2011年度中に公契約条例の成立、2012年4月施行」を基本とするスケジュール案が示されていたが、その遅れを懸念する声もあがっていた。

6月11日に開催された、「多摩市の公共 サービス基本条例、公契約条例をめざすシ ンポジウム(主催・連合東京公務労協、後 援・多摩市、公益社団法人東京自治研究セ ンター)」において、阿部市長は「震災対応 などで遅れていたが、公共サービス基本条 例や公契約条例は市民生活に必要であると 考えている。当面は、公契約条例の制定を 先行させ推進していく」と発言された。今 後、大きく前進するものと期待されている。

②札幌市

2011 年 4 月に再選された上田文雄市長は、選挙公約で「公契約条例の制定」を掲げていた。その後、2011 年 5 月 4 日の北海道新聞によれば「公契約条例を本年度中に制定する方針を固めた。年末までに条例案をまとめ、来春の定例市議会に提出する考え」と報じられている。札幌市では、これまで札幌地域連合による取り組みなどが報告されていたが、条例制定に向けた具体化を待ちたい。

(3)内部検討等が行われている自治体

①国分寺市

既に 2010 年に条例案のパブリックコメントが実施され、「2010 年 12 月議会での成立、2011 年度施行」かと期待されていたが、現時点では、足踏み状態になっている。

②長野県

2010年8月に当選した阿部守一知事は、 基本政策に「公契約条例を検討する」としていたが、2011年2月の県議会で「昨年 11月に庁内研究会を設置し、来年度半ばには中間とりまとめを予定している。条例制 定については、研究会の検討結果を踏まえて判断したい(信濃毎日新聞2月23日)」 と答弁している。

また、これに先立って1月14日、長野 県建設労働組合連合会が公契約条例を求め たのに対して、阿部知事は「秋口までには 一定の考え方を示す」と応じたともあり、 具体化すれば、都道府県で初のこととなる。

(4) その他

2011 年 2 月に再選された厚木市の小林 常良市長の選挙マニフェストに「公契約条 例の制定」が掲げられている。任期中の実 現が期待されている。

☆センターのウェブサイト(http://kjk.gpn.co.jp/)をご利用下さい。→



会員になるには

- 1. 誰でも会員になれます。
- 2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月1,000円、賛助会員月700円のどちらかを選び、1年分をそえてお申しこみください。
- 3. 詳細は自治研センター事務局 **☎**045(251)9721へご連絡ください。

会員の特典

- 1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」 が送られます。
- 2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5版・80ページ程度・定価800円)が毎月無料で購読できます。
- 3. 自治研センターの資料集が活用でき、 調査研究会などに参加できます。

